

令和 7 年度 農作業標準賃金

八戸市農業委員会

本表は、標準賃金であり、**目安となる金額**です。

実際に農作業を委託する場合は、ほ場条件（狭い・広い・変形・傾斜）や作業範囲（四隅の取扱い・仕上げ）、消耗品の取扱い等の諸条件について、**事前に当事者間で十分に協議して決めてください。**

1. 農作業労働賃金

作業名		標準単位	標準賃金(円)
水田	一般作業	8 時間労働	7,700
畑	一般作業（たばこ含む）	〃	7,700
果樹	剪定	〃	11,500
	摘果・袋かけ・収穫	〃	7,700
【注意】 まかない費は含まず。男女共同じ。 青森県最低賃金 1 時間953円（令和6年10月5日改定）を参考に算定しております。 ※青森県最低賃金が改定された場合は、賃金が最低賃金額以上になるようにしてください。			

2. 農作業受委託料金

作業名		標準単位	標準料金(円) ※消費税含む
水田	耕起（トラクター）	10 アール当り	6,500
	代かき	〃	6,700
	田植（機械植）	〃	7,500
	田植機用苗	苗（1 箱当り）	850
	刈取バインダー（ひもを除く）	10 アール当り	7,700
	脱穀	〃	7,300
	コンバイン（ひもを除く）	〃	15,300
	乾燥・調製	60 k g 当り	1,500
	畦ぬり（片側）	1 m 当り	31
畑	耕起（トラクター）	10 アール当り	5,300
	トレンチャー	〃	45,600
	麦	コンバイン（ひもを除く）	9,300
		生乾燥	60 k g 当り 1,600

お問合せは八戸市農業委員会まで 電話 0178-43-9164